

インコタームズは法か？

— インコタームズ 2010 の施行に際して —

西口 博之

目 次

- I. はじめに
- II. 国際商取引のルール
 - 1. 国際取引法とその法源
 - 2. 援用可能統一規則
- III. 貿易定型条件（トレード・タームズ）の法的性格
 - 1. 国際慣習法とトレード・タームズ
 - 2. ソフト・ローとトレード・タームズ
 - 3. インコタームズの法的性格
- IV. 我が国におけるトレード・タームズに係る裁判例
 - 1. 昭和 32 年 7 月 31 日東京地裁判決
 - 2. 昭和 37 年 11 月 10 日神戸地裁判決
 - 3. 昭和 55 年 9 月 29 日東京地裁判決
 - 4. 昭和 61 年 6 月 25 日神戸地裁判決
(第 2 審：平成 3 年 12 月 19 日大阪高裁判決並びに第 3 審：平成 5 年 11 月 25 日最高裁判決)
 - 5. 昭和 63 年 6 月 27 日東京地裁判決
 - 6. 平成 2 年 4 月 25 日東京地裁判決
- V. Incoterms®2010 の特徴とコンテナ船積み条件への対応策
 - 1. Incoterms®2010 の特徴
 - 2. 2010 版における誤用問題への対応
- VI. インコタームズは法か？
- VII. おわりに

I. はじめに

昨年秋、10年ぶりにインコタームズ（Incoterms：国際商業会議所による貿易取引のルール）が改訂されたが、その改訂版（Incoterms®2010）の特徴の一つに1936年初年度版への回帰現象ともいえるべき簡素化とか長年批判されてきたFOB（Free On Board：本船渡し条件）条件等における危険移転時点としての欄干（rails）概念の廃止等が見られる。

一方、その「欄干」概念がきっかけとなって創設されたコンテナ船積み貿易条件がトレード・タームズの誤用問題をもたらししたが、欄干概念の廃止にも係らずその誤用問題の解決に繋がるような工夫は依然としてなされていない。

即ち、2000年度版改正時に議論されたコンテナ船積み貿易条件の誤用問題に係る解決策がないままにこの問題が放置されている半面、誤用問題に係る問題として実務上の対応も未解決のままに放置されていると思われる。

本稿では、この誤用問題の基幹にあるインコタームズの法的性格を見直すことで、貿易定型条件とインコタームズとの関係を考えて、特に今回の改訂版におけるインコタームズは法なのか、あるいは貿易定型条件を慣習法とし、インコタームズをその貿易定型条件の一つであると理解することで誤用問題への対応とする考え方を提唱するものである。

Ⅱ. 国際商取引のルール

1. 国際取引法とその法源

我が国における国際商取引に係るルールについては、国際取引法という概念があるが、出現してまだ二・三十年しか経過しておらない。また、その法源としても商法・民法・国際私法等の国内法の一部をはじめとして、国際条約・標準契約書式及び約款・援用可能統一規則・商慣習法が挙げられている¹⁾。しかし、今もって国際取引法の定義なるものは存在しないが、一つの見方として、狭義では商法・民法の一部、国際私法の財産法関連、国際民事訴訟法に加え、国際経済法等も入れたものが広義の国際取引法といえ、後者の範疇で以て始めて昨今の国際ビジネス関連全体をカバーすることが出来るのではなかろうか。

そこで、国際商取引のルールとなると、国内法の一部でもある民法・商法・国際私法は別として、(国際)条約・援用可能統一規則並びに国際約款・商慣習法等がその対象となる。

まず国際商取引関連の(国際)条約については、国際商取引の円滑なる実現のためには、各国の民商法の国際的な統一がなされることが望ましいが、その取引に適用される法の内容が各国により異なる現実よりして、この統一法の実現は難しいと言われてきた。この統一法(条約)には、二つのタイプがあると言われ²⁾、一つは一定の種類の取引に関する各国の法(実体法並びに手続法)を統一するか新たに共通の法を創成するものとしての万民法型統一法と世界法型統一法(世界統一私法)との二つのタイプがあり、今一つのタイプとしては、国際私法(抵触規則)によって個々の商取引の法律関係の準拠法を決定し、そのいずれかの国の法(実質法)を適用するものである。

2. 援用可能統一規則

援用可能統一規則という用語については、一定の取引関係につき利害関係を有する当事者間で条約によって統一されなくとも、統一的な規則を作成し、その当事者による規則の援用を根拠に、国際的な法律関係を統一して規律をするもので、特定の国家の法とか条約等の国家権力とはかけ離れた存在であり³⁾、通常はその中に準拠法条項を持たないとされる。

その典型的な例として説明されるのが、本題の国際商業会議所 ICC によるインコタームズ(International Rules for the Interpretation of Trade Terms) とか荷為替信用状に関する統一規則及び慣例(Uniform Custom and Practice for Documentary Credits)のほか、共同海損に関するヨーク・アントワープ規則、海上運送による物品売買に用いられる CIF 約款のワルソー・オックスフォード規則等である⁴⁾。

しかしながら、この国際的なルールの中に準拠法規定を持たぬ限り、その運用に関して各国のルールとの調整は国際私法に依存せざるを得ないことになる。

この統一規則と国際私法との関係については次の様に見解が分かれる⁵⁾。

①国際慣習による「商人の法」として国際取引においては当然に適用される。②法令7条に準拠しつつも、国内法秩序とは別個の国際貿易慣習としての統一規則が適用される。③当事者は契約の準拠法として指定された法の強行規定に反しない範囲において、統一規則の援用が許される。

今、上述のインコタームズは援用可能統一規則の一つであるとの考え方に立つとそれは①の考

え方通り、国際慣習による商人の法 (lex mercatoria) として国際取引において当然に適用されることになる。

Ⅲ. 貿易定型条件 (トレード・タームズ) の法的性格

1. 国際慣習法とトレード・タームズ

国際商取引に関する国際商慣習或いは国際商慣習法については、次の様な見解がある。

(1) 国際慣習ないし慣習法に肯定的な立場

- ① 「特定の地域で行われる国際取引の慣習法として成立することもあるし、特定の種類の取引につき世界的規模で成立することもありえよう。 後者は、実際問題として、標準的書式、約款または援用可能統一規則中の条項として非常に広く関係者に知られてきた事項とか、重要な仲裁裁判所に置いて示された見解が基になって成立することが多いであろう。」(高桑・江頭『国際取引法第2版』青林書院(1997) P22 以下参照)
- ② 「国際私法や統一私法 (CISG) に続き国際統一規則・標準契約約款が挙げられる。 国家によって制定された国家法や国家間で取決められた諸条約のほかに、国際取引においては、国際的な民間団体によって作成された取引条件及びその解釈に関する統一規則が重要な意味を有している。 これら統一規則や標準契約約款は、実質上、統一法としての機能を果たしている。」(山田遼一・佐野寛『国際取引』有斐閣(1992) P24 以下参照)

(2) 国際慣習なり国際慣習法に否定的な立場

- ③ 「私法の適用法規として、援用可能統一規則が挙げられ、これらの統一規則は、条約でも国家法でもなく、その点での厳格な意味で『法』と言えるかどうかは疑問である。」(松岡博『現代国際取引法講義』法律文化社(1996) P 以下参照)
- ④ 「事実である取引慣習または商慣習と区別されるべきものに商慣習法があり、両者を理論的に区別するのは容易ではないが、定型的な取引条件も商慣習である。」(朝岡良平『貿易売買と商慣習 — 定型取引条件の研究 —』東京布井出版第二版(1978) P10/43 参照)

(3) 折衷論 (lex mercatoria との観点から国際商慣習法を捉える立場)

- ⑤ 「商慣習が法化されたものが商慣習法 (lex mercatoria) と表現してもよく、取引の現場では、商慣習と商慣習法を区別する実益はない。 貿易取引に関しては、インコタームズの中の FOB、CFR、CIF の3条件がその代表的なものである。」(絹巻康史『国際商取引事典』中央経済社(2007) P142-3 参照)
- ⑥ lex mercatoria を広義にとらえ、19世紀以降の世界貿易の発展で、定型的取引条件に係る国際商慣習法の形成があったと説明される。 この lex mercatoria の理解に関しては、学説上で見解が分かれ、
 - (イ) 国際取引を規律する規範として、国際私法を介して適用される準拠法によって援用可能統一規則と標準規則のような商事自治的規範の適用可能性を判断するべしとする立場と
 - (ロ) 国際的商取引に直接適用される実体法としての商事自治法の存在を肯定し、抵触法的な準拠法指定を排除する考え方がある。

「理論上は当事者が国際私法により準拠法を指定する方法と国際私法を介することなく商事自治法的規範の直接的適用を認める方法を併存させることが出来る。実務上、lex mercatoria の語彙の理解と立場の違いから生じる食い違いにも係らず、商人が自治の精神に基づき国際取引活動をしかるべき法規範により適格に規律できると思われる。」

(木棚照一『国際取引法』成文堂(2006)P46-47参照)

- ⑦ 「一般的に実務者の間にはレックスマルカトールは曖昧で不確定で頼りにならないという意見が多い」(北川・柏木『国際取引法(第2版)』有斐閣(2005)P29以下参照。)
- ⑧ 「lex mercatoriaの概念を(A)政府間国際機関が作成したものとして(a)条約の国家による批准ないし国家法化により効力を生じるもの(ウイーン売買条約・ヘーグ条約)と(b)当事者の任意に任されているもの(商事仲裁規則)、(B)私的国際機関が作成したものとして(a)条約の国家による批准ないし国家法化によって効力が生じるもの(ヘーグ・ルール)(b)当事者の任意に任されているもの(インコタームズ・信用状統一規則)、(C)標準契約、(D)国際慣習法に分類するもの」(山手正史「lex mercatoriaについての一考察(1) — その生成と展開および適用プロセス —」『法学雑誌』第33巻第3号(1987)P343以下参照。)

2. ソフト・ローとトレード・タームズ

ソフト・ローの概念については、1970年代から国際法の範疇で条約と国等の拘束力を持たないが、決定と単なる勧告の中間段階ないし灰色地帯に存在する法規範をソフト・ロー(soft law)と想定し、何らかの法的拘束力を認めて行こうという考え方で、その特徴としては次のようなことが言えるとされる⁶⁾。

- ① 体的な権利義務関係の画定に係るものではなく、むしろ一般的・抽象的な原則・指令を内容とする。
- ② 法規範としては、未成熟で規範内容の明確性に欠ける。
- ③ 法的拘束力を持たないか希薄であり、緩やかな行動規範に留まって、その履行は当事者の善意に依拠する場合が多い。

一方、国際商取引の分野にこの考え方が持ち込まれたのは最近のことであるが、それはlex mercatoriaとの関連においてその法規範としての不十分なる性質を補うために、ソフト・ローという観点からlex mercatoriaへのアプローチが図られたようで、次の様な意見がある。

- ① 「最近のインコタームズはよりよい慣習の形成に実務を導く伝道師的な要素が入り込んでい
る。Incotermsの中の細かいルールのなかで、世界の貿易実務者の中で国際慣習としてコンセン
サスを得られるルールは極く基本的なルールに限られるのではないかと考える。」
(柏木昇「国際取引に関するソフト・ロー」『ソフト・ロー研究(4)』(2005)P43以下参照)
- ② 「国際契約におけるソフトローは、契約交渉や紛争解決において、一定の指針となるもの
として社会的に認められている規範、といった程度に理解しておくことで足りる」
(森下哲郎「国際契約とソフトロー」『国際社会とソフトロー』有斐閣(2008)P193以下参照)

3. インコタームズの法的性格

インコタームズの法的性格については、次のような説明がなされており、その慣習法としての認知度はおおむね否定的である。

- ① 「インコタームズの法的性質について、これを国際慣習法であるとか商慣習(法)であるとの説明もあるが、いずれも妥当とは言えない。インコタームズは、貿易取引における慣行実務をもとにしてはいえ、国際商業会議所において貿易条件の内容についての各国の相違点を調整して作成されたものであるから、慣習を成文化したものではない。その後のインコタームズも新たな状況に応じて貿易条件の内容に修正を施したものであるから、これらについても慣習或いは慣習法ということは出来ない。」
(高桑昭『国際取引法』有斐閣(2003)P74以下参照。)

- ② インコタームズは当事者が、それに準拠することを示した場合に適用される統一規則である。インコタームズの法的性質について、これを国際慣習法であるとか商慣習（法）であるとの説明もあるが、いずれも妥当とは言えない。また貿易取引ではインコタームズによるという慣習が広く行われているとの説明もあるが、それも疑問である。（松岡博『現代国際取引法講義』法律文化社（1996）P29以下参照。）
- ③ インコタームズを世界の貿易慣習であるとする意見もあるが、良く出来たルールはそのまま「慣習」となるわけではない。（北川俊光・柏木昇『国際取引法第2版』有斐閣（2005）P61参照。）
- ④ 貿易取引における慣習として、インコタームズの反復性と多用性は、FOBやCIF等を使用することによる利便性と安全性によるものであり、このような反復・多用・利便・安全からなる事実性を根拠としてFOB、CIF、C&Fの3条件は、契約における価格条件を規定する実質上の統一ルールと言えるのであり、国際商慣習（*lex mercatoria*）と言えよう。（絹巻康史『国際取引法・新版 — 契約のルーツを求めて —』同文館出版（2004）P153参照。）

Ⅲ. 我が国におけるトレード・タームズに係る裁判例

1. 昭和32年7月31日東京地裁判決⁷⁾

CIF約款による輸入貨物の売買契約の成立可否に係る事件で、判決はCIF約款による売買では、売主は買主に対して船積通知をして、且つ入港予定日を通知する慣習はあるが、着荷案内をしなければならないという慣習はないし、CIF売買では売主は買主に船荷証券と保険証券を提供すれば、それで売主としての義務が果たされるとした。インコタームズについては、原告より言及されていたが、裁判所はCIF契約を国際慣習によって判断している。

2. 昭和37年11月10日神戸地裁判決⁸⁾

C&F契約と確定期売買についての事件であり、判決では船積期間の特約された契約では、その性質上、商法525条のいわゆる確定期売買であるとした。この判決に対しては、学界からの批判もあり、そこではおよそC&F契約というものは確定期売買であるとするこの判決も不当にイギリス法理に影響されたものといえるであろう⁹⁾と説明されている。

3. 昭和55年9月29日東京地裁判決¹⁰⁾

本件はFOB売買において船荷証券に係るトラブルに関する売主の義務が争われた事件であるが、裁判所は「FOB契約においては、売主は契約で定められた船積地で買主の指定する船舶に商品を船積みする義務を負い、右船舶により商品は買主に引渡され、運送人との海上運送契約は、専ら買主の権限と負担に置いてこれを締結するもの」として、売主の責任を否定した。ここでも、FOBの根拠にインコタームズは言及されていない。

4. 昭和61年6月25日神戸地裁判決¹¹⁾

（第2審：平成3年12月19日大阪高裁判決並びに第3審：平成5年11月25日最高裁判決）

本件は、FOB/CIF契約の船積み日と収益計上日につき、租税法上争われた事件であるが、裁判所は「FOB、C&F及びCIFはインコタームズに採用された貿易慣習の定型となる貿易条件の主なるものの形態の一つである」として、FOB、C&F、CIF条件が貿易慣習であると説明している。

5. 昭和63年6月27日東京地裁判決¹²⁾

本件は、そのCIF契約の解約の可否を巡る争であるが、判決中にそのCIF契約条件については、「CIFとはCost, Insurance and Freightの略であって、海上運賃及び保険料込の値段を意味することは公知の事実である。」と言及され、CIF契約が慣習であることを示唆している。

6. 平成2年4月25日東京地裁判決¹³⁾

本件は LSI チップ売買契約の解約を巡る事件で、裁判所は確定期売買は、CIF 売買及び信用状決済を前提とするものではないが、本件契約については、その性質及び当事者の意思表示に照らし、商法 525 条の確定期売買に該当すると認定した。

IV. Incoterms®2010 の特徴とコンテナ船積み条件への対応策

1. Incoterms®2010 の特徴

今回の 2010 版の特徴としては、次の様なことが言える。

(1) 国内取引と国際取引の混在

今回の 2010 版では、そのルールブックの名称自体が “ICC Rules for the use of domestic and international trade terms” と表記されているように、これまでの国際取引を対象とする商取引ルールから国内取引へも使用できるようになったことである。このことは、その序文でも、ICC はこのルールが国際および国内売買契約の双方に適用するために使用可能であることを認め、その背景として、第一に商人は、一般にインコタームズ規則を純粹に国内売買契約に使っていることと、第二にかつての統一商法典の船積みおよび引取条件よりも、インコタームズ規則を国内取引に使用しようとする機運が、米国において一層高まってきたことを挙げている。しかし実際の問題としては、例えば 2000 版での DAF 国境渡しは EU の成立で意味がなくなったことは解るが、中南米・アフリカ等多数の国家の存在する大陸地域での存在意義を考えれば、今なお欧州中心主義の考え方が強く反映されており、我が国では意味がないと言わざるを得ない。

(2) Chain sales (連鎖取引) と rails 概念の廃止

これまで何度も旧態依然とした欄干 (rails) 概念の廃止が叫ばれていて実現しなかったのは、その理由が商品取引関係者の強い反対で流れたとのことである¹⁴⁾。

そもそも、Chain Sales (String Sales) といわれる取引形態は、最初の船積地での荷主である売主から揚地での荷受人たる最終買主の間に数人から数十人の専門業者が買主・売主としての介入があり相場商品の投機的な売買が行われ、B/L の分割もあり得ることでコンテナ船積みには馴染まないが、どうして欄干にこだわるのかはよく解らない。

欄干概念の廃止を機会に、Chain Sales の調達 (procure) 概念が取り入れられたものと思うが、その場合は洋上で転売に調達概念を取り入れることで転売の正当化が図れるかも知れないが、本船への移動と欄干を越すことの違いからして欄干にこだわる理由はないように思える。むしろ、欧米中心のこれら洋上売買の商慣習からして CIF/FOB 条件が好都合であったためかもしれない。

(3) “Incoterms®2010” の主張

今回、ICC はそのルールブックに “Incoterms®2010” の商標を設定し今まで以上に商標権を主張しているが、例えば FCA 条件の設定の場合にも “FCA 38 Cours Albert 1er, Paris, France Incoterms®2010” と Incoterms®2010 と指定地の指定を要求しているが、これは 2000 年度版までにはなかったことである。

一方で、2000 版のときに多用された terms という言葉が今回 rules に変更されていることでインコタームズがより慣習法に近くなった錯覚に陥るような気がする反面、その法に近いルールに著作権を主張するのは納得できない面も残る。

2. 2010版における誤用問題への対応

前回2000版¹⁵⁾においては、序文第18節において、コンテナ積貨物にはコンテナ積条件使用を強く要求していた(Thus, a strong warning has been made in the preamble of FOB that the terms should not be used when the parties don't intend delivery across the ship's rail)。然し、2010版では、その分類の上で、コンテナ船用条件(FCA/CPT/CIP)をグループI全運送用の中で、コンテナ船用を区分することと、FOB/CFR/CIFの項でコンテナ船積みが想定されるケースでは、FCA/CPT/CIPの使用を助言するなりの配慮がなされてはいるが、前回2000版のような強い警告はなされていない。

今回の2010版では、ICCによるコンテナ積条件の誤用問題への取り組みが確たる対応策の提案もなされておらず、逆に国内取引の併用・欄干概念の廃止・連鎖取引の明記・Incoterms®の主張等はこれまでのICCのインコタームズによる貿易定型条件としては、世界の貿易取引のルールとしての存在価値に違和感を持たれかねない。

VI. インコタームズは法か？

我が国の貿易業界にとって、従来のICCの貿易定型条件への対応は、欧州中心で昨今並びに今後の世界貿易の中心ともなるべき新興国・東南アジア諸国重視姿勢が見られないとの批判があった¹⁶⁾のも事実であり、我が国としては、今回の2010版の出現を機会に、これまでのICCのインコタームズに対する認識を改め、Incoterms®2010も世界の貿易定型条件の一つとしての位置づけと考えるのも一案である。

即ち、1936年のインコタームズ創設以前の、本来の貿易定型条件の基礎になるFOB/C&F/CIFの三条件のみを慣習法上の国際商取引のルールとして捉え¹⁷⁾、2010年度版インコタームズの諸条件は文字通り、ICC提案の貿易定型条件の一つとして契約上で使用の可否を決めればよいのではないかと考える¹⁸⁾。

そうならば、コンテナ積条件のFCA/CPT/CIPの代わりにFOB/CFR(C&F)/CIFを使用しても、その使用によって考えられるリスクは、輸出FOB保険(輸出C&F保険)の地震約款等の保険実務上の見直し策¹⁹⁾で対応も可能であると考ええる。

又、関税法上の問題にしても、関税定率法なり関連法令・省令に規定されている課税標準価格は具体的にFOBなりCIFが明記されているわけではなく²⁰⁾、慣習法上のFOBなりCIFを従来船並びにコンテナ船用に使用されているのであれば関税法改正の必要もなくなると考えられる。

VII. おわりに

インコタームズにコンテナ積条件が導入されてから二十数年が経過し、その間その誤用問題が議論になったもののその解決策が見いだせないままに今回2010改訂版が実施されることとなった。

実務界では、今なおこの問題が大きな関心事であるが、現状を踏まえてインコタームズの解釈を行うことがその解決策になるというのが、その解決策である。

即ち、貿易定型条件としては、その歴史的な慣習としてFOBとその変形としてのC&F並びにCIFが慣習法として存在し、実際の商取引に際して貿易定型条件(トレード・タームズ)としてインコタームズもその選択肢の一つとして使用するればよいということである。

注並びに参考文献

1) 木柵照一『国際取引法』成文堂(2006)P27以下。高桑昭・江頭憲治郎『国際取引法第2版』青林書院(1997)

- P17 以下。江頭憲次郎『商取引法（第2版）』有斐閣（1997）P44 以下。
- 2) 山田鎌一・佐野寛『国際取引法（第4版）』有斐閣（1995）P17 以下。万民法型統一私法には、国連航空運送条約（ワルソー条約）、船荷証券統一条約（ハーグ・ルール）、ハンブルグ・ルール、ウイーン売買条約などがあり、世界統一私法には、手形法統一条約、小切手法統一条約などがある。
 - 3) 畑口紘「援用可能統一規則と国際的約款」『現代契約法大系第9巻』国際取引契約（2）有斐閣（1985）P52 以下。
 - 4) 前掲山田・佐野『国際取引法（第4版）』P22 以下参照。
 - 5) 前掲畑口紘「援用可能統一規則と国際的約款」P61 以下参照。
 - 6) 村瀬信也『国際立法』東信堂（2002）P25 以下参照。
 - 7) 昭和27年（ワ）第3449号並びに昭和30年（ワ）第7356号。『ジュリスト』第219号P73 以下並びに『判例時報』第3391号P19 以下参照。
 - 8) 昭和33年（ワ）第681号。『判例時報』第320号P4 以下。『下民集』第13巻第11号P2293 以下。『マテリアル国際取引法』有斐閣P225 以下参照。
 - 9) 北川・柏木『国際取引法（第2版）』有斐閣（2005）P73 以下参照。
 - 10) 昭和53年（ワ）第2939号。『判例時報』第999号P113 以下参照。
 - 11) 昭和59年（行ワ）第7号（第1審）。昭和61年（行ユ）第25号（第2審）。平成4年（行ツ）第45号（最高裁）。『判例タイムズ』第625号P142 以下。『行裁集』第42巻第11-12号P1694 以下。『判例タイムズ』第842号P94 以下参照。
 - 12) 昭和61年（ワ）第6911号。『判例時報』第1317号P88 以下参照。
 - 13) 昭和61年（ワ）第12190号。『判例時報』第1368号P123 以下。『マテリアル国際取引法』P227 以下。『ジュリスト』第1062号P126 以下。『金融・商事判例』第860号P28 以下。『NBL』第473号P30 以下参照。
 - 14) 新堀聡「インコタームズ2010の解説」『JCAジャーナル』第57巻第11号（2010）P2 参照。
 - 15) ICC Incoterms2000 Publication No560
 - 16) これらの批判は、我が国では主として小林晃教授を中心としてアンケート調査に参加した学者によるものであるが、客観的に見てこれまでのこのルール作りに参加してきた改訂作業当事者が欧州中心で、米国ですら最近の参加であり、今もってアジアからの参加者がいないことからしても頷けるところと言わざるを得ない。
 - 17) インコタームズは法か、少なくとも国際慣習法-lex mercatoriaではないかという議論は、これまで幾度もなされてきたが、その中でも絹巻康史教授による説明は、今回のインコタームズ2010改訂版に接して説得力を感じる。
 - 18) その意味では、上述の小林晃教授グループのかつてのICCへの提言にある考え方「長い貿易の伝統を体現してきたFOB,C&F,CIFの名称を尊重してむしろこれらをトレード・タームズを中心とし、FOB,C&F,CIFの3条件を在来船のみならず、コンテナ船、航空機、陸上輸送等様々な運送形態に対応できるように規定し直すべきである」に共鳴する。
 - 19) 現在の所、コンテナ積貨物で従来船用条件を用いて処理することの輸出者のリスクとしては、CIFは倉庫間約款にAll risks条件の付保をすれば問題がない故、FOBとC&F（CFR）の場合における輸出FOB保険ないし輸出C&F保険の地震免責約款の問題だけと考えられる。地震免責約款は、All risksか新協会約款（A）であれば、少なくともリスクの半分はカバーされるというのが現状かと思うが、これも将来的にはグループ内取引の増大による保険のグローバル・プログラム化により解消されるのではなからうか？
 - 20) 関税法上の申告・課税基準価格が必ずしもFOB/CIFでないことについては、三橋由紀氏の指摘（「国際物流の現状と税関行政」『税関研修所論集』第33号（2005）P64 以下参照。）以外に、前掲弊稿『JCAジャーナル』第47巻第7号P37 以下並びに遠藤健二氏「インコタームズの実務と問題点—コンテナ貨物に対する取引条件の誤用問題を中心として—」『第9回貿易研究会・研究報告書』P160 以下を参照。

In “Incoterms” the Law?

— On the Occasion of the Enforcement of the New “Incoterms” —

Hiroyuki NISHIGUCHI

Recently discussions have been made towards the misuse of container cargo trade terms by “Incoterms” to find a better solution to avoid further trouble with this issue but have been unsuccessful. The new “Incoterms” which have been enforced from January 2011 showed no solution or the advice regarding this issue.

This paper proposes to review the interpretation of “Incoterms” whether it is the law or the mere trade practice so that the business world can consider how to cope with this issue in the future.